

7

令和7年度
(2025年度)

市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税は…市民のみなさまに身近な道路・下水道・公園の整備や教育・福祉の充実などさまざまな行政サービスを行うために使われます。

◎申告書を提出しなければならない方

①令和7年1月1日現在、姫路市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

1. 税務署に所得税の確定申告書を提出された方（※配当所得等については、申告が必要な場合があります。）
2. 給与所得のみの方で、勤務先から姫路市へ給与支払報告書の提出がある方
（提出の有無は勤務先へ確認してください）

②令和7年1月1日現在、姫路市に住所がない方で、姫路市に事業所・家屋敷がある方

※令和6年中無収入であった場合は、申告書の提出義務はありません。しかし児童扶養手当・公営住宅等の各種申請ができなかったり、市民税・県民税諸証明の交付を受けることができないなど、さまざまな支障をきたすことがありますので申告書裏面の「19 収入のなかった方の記入する欄」に記入して提出してください。

令和7年度所得証明書・非課税証明書の発行時期は令和7年6月1日以降の予定です。

申告書の提出について

例年申告会場は大変混み合います。

郵送での申告にご協力をお願いします。

- ・同封の返信用封筒をご利用ください。（切手不要）
 - ・記入漏れ（住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・所得額・控除等）、添付書類漏れ（控除証明書原本・本人確認書類のコピー等）がないことをご確認ください。
- ※記入内容について電話で確認させていただくことがあります。

問い合わせ先

■姫路市役所 市民税課■

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 ☎(079) 221-2261 ~ 2263

ホームページアドレス

<https://www.city.himeji.lg.jp/>

姫路市のホームページで市民税・県民税の試算、申告書の作成ができます。
「申告書作成」で検索し、住民税申告書の作成ページを選択してください。

※こちらのQRコードからもアクセスできます。➡



インターネットでは申告できません。印刷して郵送で申告してください。

令和7年度（2025年度）の申告について

◎公的年金等を受給されている方へ

確定申告が不要の場合^注でも、以下の場合等は必ず市民税・県民税の申告をしてください。

- ・公的年金等以外の所得がある場合
 - ・公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除（医療費、生命保険料、扶養の追加など）を受けたい場合
- ^注公的年金等の収入が400万円以下、かつ、その他の所得が20万円以下の場合など

※市民税・県民税の申告は、国民健康保険料などの算定基礎にもなります。

※「国民健康保険簡易申告書」は、健康保険料を算出するための申告であり、市民税・県民税の申告をしたことにはなりません。

※「特定配当等に係る所得」及び「特定株式等譲渡所得」については、確定申告書の記載と異なる課税方式を選択することができましたが、令和4年度の税制改正において、令和6年度（令和5年分）より、異なる課税方式を選択することはできなくなりました。この改正により、確定申告において申告した「特定配当等に係る所得」や「特定株式等譲渡所得」については、市民税・県民税においても「申告する」こととなり、市民税・県民税の「合計所得金額」にも参入されます。

◎申告に必要なもの（令和6年1月1日～令和6年12月31日までの収入・控除等が対象）

1. 同封の「令和7年度市民税・県民税申告書」
2. 営業・不動産・農業などの収入がある方は収入と経費がわかる帳簿・領収書・収支内訳書など
3. 給与・年金の収入がある方は、源泉徴収票・給与明細など
4. 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料（原本）・介護保険料（源泉徴収票に記載がある場合は不要）・その他の社会保険料等の領収書・納付確認書・控除証明書
5. 生命保険料（一般分・個人年金分・介護医療分）・地震保険料の控除証明書（いずれも原本）
6. 障害者手帳（郵送で申告の場合はコピーを添付）
7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証など（郵送で申告の場合はコピーを添付）
8. 医療費控除を受ける方は、事前に集計・計算をした明細書（詳細は4ページを参照）

9. マイナンバー関連書類（下記参照）

◎申告に必要なマイナンバー関連書類について

〈来庁の場合〉

- (1)マイナンバーカードをお持ちの場合 マイナンバーカード（個人番号カード）
(2)マイナンバーカードをお持ちでない場合 以下の①②からそれぞれ1点ずつ

①マイナンバー確認書類

●通知カード

（記載事項（氏名・住所など）に変更がない場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限りです。）

●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

（マイナンバーの記載があるものに限りです。）

②身元確認書類

●運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等

※同居の家族による申告の場合、上記(1)または(2)の① + **同居の家族の身元確認書類**が必要です。

※代理人による申告の場合、上記(1)または(2)の① + **委任状** + 代理人の身元確認書類が必要です。

〈郵送の場合〉

上記(1)の表面および裏面のコピー、または(2)の①および②のコピーを添付してください。

（通知カードの記載事項を変更している場合は、その部分のコピーも必要です。）

※公的医療保険の被保険者証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。



市民税・県民税申告書の書き方

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの収入・控除等が対象です。

現在の住所・氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・個人番号（マイナンバー）・世帯主の氏名を、必ずご記入ください。

1 収入金額等 申告書表面のア～シにそれぞれの収入金額を記入

2 所得金額 申告書表面の①～⑪に下記の表により求めた所得金額を、⑫に所得金額の合計を記入

収入と所得		所得の概要	所得金額の求め方	備考
営業等 ア・①	農 業 イ・②	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、 外交員、集金人、大工などから生じる所得	それぞれの 総収入金額－必要経費＝所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。
		農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家 畜の育成などから生じる所得		
		貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産 貸付の権利金・礼金などの所得		
不動産 ウ・③				
利 子 エ・④		公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、 公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信 託の収益の分配金に係る所得	収入金額＝所得金額	平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき特定公社債等の利 子等（所得税15.315%、住民税が5%源泉されたもの）に関し ては、申告不要となっていますが、申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 ※特定公社債…国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、 平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社 債を除く）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。
配 当 オ・⑤		株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配 金、協同組合などの剰余金の分配などの所得	収入－株式を購入・出資するた めに借り入れた負債に係る利子＝所 得 （収入：源泉徴収税額が差し引か れる前の金額）	上場株式等に係る配当（所得税15.315%、住民税5%が源泉徴収 されたもの）に関しては、申告不要となっていますが、申告す ることもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 申告書裏面8の「配当割額控除額」欄には徴収された住民税額を 記入してください。※所得税と異なる課税方式は選択できません。
給 与 カ・⑥		俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの 所得（前年中の総支払額で税金などを差し引 く前の金額）	『給与所得金額計算表』 （3ページ）より算出	源泉徴収票 を添付してください。 ※特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付の うえ申告をしてください。
雑 業 務 ク・⑧	公 的 年 金 等 キ・⑦	公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合 の年金・恩給（一時恩給除く）等）による収 入	『公的年金等の所得金額計算表』 （3ページ）より算出	源泉徴収票 を添付してください。 （注）遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額は記入し ないでください。
	業 務 ケ・⑨	事業所得に該当しない副業に係る所得のうち 営利を目的とした継続的な所得	収入金額－必要経費＝所得金額	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。
	そ 他 ケ・⑨	他のいずれの所得にも該当しない所得 （例）生命保険契約等に基づく年金		
総合課税の 譲 渡 コまたはサ・ ⑪		土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ 会員権、機械器具など）の譲渡による所得	各資産ごとに 収入－必要経費（取得費、譲渡費 用）を計算 その合計額から特別控除額（上限 50万円）を差し引く※	取得の日以後 保有期間が5年以下→短期譲渡所得 保有期間が5年を超える→長期譲渡所得 6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。
一 時 シ・⑪		生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのよ うな一時的な所得	各契約ごとに 収入（受取金額）－必要経費（掛 け金）を計算 その合計額から特別控除額（上限 50万円）を差し引く※	6ページの「申告書の裏面について」を参照のうえ、収入金額・ 所得金額を記入してください。
※譲渡・一時所 得について ⑪	合計所得を計算する時は、（長期譲渡所得＋一時所得）×1／2＋短期譲渡所得 で算出します。			

●給与所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得金額
551,000円未満	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	給与等の収入金額 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	A × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	A × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満 端数処理を行い、端数処理後の金額をAとする。 (右記参照)	A × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	給与等の収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	給与等の収入金額 - 1,950,000円

* 給与所得者・年金所得者で給与・年金以外に所得がある方は納税方法が選択できます。
申告書表面の右下「納税方法」欄にご記入ください。

給与所得算出時の端数処理

1. 給与等の収入金額 ÷ 4,000円
2. 上記1の小数点以下部分を切り捨てた金額 × 4,000円
3. 上記2で算出された金額を、端数処理後の金額Aとします。

●公的年金等の所得金額計算表

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額 B	公的年金等所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和35年1月2日以後に生まれた人)	130万円未満	B - 600,000円	B - 500,000円	B - 400,000円
	130万円以上410万円未満	B × 0.75 - 275,000円	B × 0.75 - 175,000円	B × 0.75 - 75,000円
	410万円以上770万円未満	B × 0.85 - 685,000円	B × 0.85 - 585,000円	B × 0.85 - 485,000円
	770万円以上1,000万円未満	B × 0.95 - 1,455,000円	B × 0.95 - 1,355,000円	B × 0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円
65歳以上 (昭和35年1月1日以前に生まれた人)	330万円未満	B - 1,100,000円	B - 1,000,000円	B - 900,000円
	330万円以上410万円未満	B × 0.75 - 275,000円	B × 0.75 - 175,000円	B × 0.75 - 75,000円
	410万円以上770万円未満	B × 0.85 - 685,000円	B × 0.85 - 585,000円	B × 0.85 - 485,000円
	770万円以上1,000万円未満	B × 0.95 - 1,455,000円	B × 0.95 - 1,355,000円	B × 0.95 - 1,255,000円
	1,000万円以上	B - 1,955,000円	B - 1,855,000円	B - 1,755,000円

* 計算上、マイナスが出れば0円になります。

●所得金額調整控除

下記(1)または(2)に該当する場合、給与所得金額から所得金額調整控除額が控除されます。

(1)給与等の収入金額が850万円を超え、次の1～3のいずれかに該当する場合

1. あなたが特別障害者に該当する
2. 23歳未満の扶養親族を有する
3. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

※ 2と3の扶養親族や同一生計配偶者（以下扶養親族等）については、その扶養親族等が他の者の扶養控除等の対象であっても所得金額調整控除を適用することができます。ただし、事業専従者は対象外となります。

※ 1～3に該当する場合は、そのうちの1名について、裏面の「18 所得金額調整控除に関する事項」にご記入ください。

計算式

所得金額調整控除額
= {給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%

(2)給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その合計額が10万円を超える場合

計算式

所得金額調整控除額
= {給与所得金額(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得金額(10万円を超える場合は10万円)} - 10万円

※(1)(2)両方に該当する場合は、(1)の控除後の給与所得金額から(2)を控除します。

3所得から差し引かれる金額に関する事項 申告書表面の該当する控除と扶養等について記入

4所得から差し引かれる金額 申告書表面の⑬～⑳, ㉓・㉔に3から求めた控除額を、㉒と㉕に控除額の合計を記入

控 除	対 象 範 囲	控 除 金 額																																																																		
雑 損 控 除 ㉓	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（令和6年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）が災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに受けた損害	①②のいずれか多い方の金額 ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%) ②災害関連支出の金額－5万円 ※証明書等添付																																																																		
医療費控除 ㉔	<従来の医療費控除を適用される場合> あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費 控除額：(支払った医療費の総額－保険金等で補てんされる金額)－(10万円または令和6年中の総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額) ※限度額は200万円 提出書類について 医療費控除の明細書（※領収書等ではありません）、もしくは医療費のお知らせ(原本)の添付が必要です。 ※領収書等の添付は不要ですが、自宅等で5年間保存する必要があります。（求められたときは、提示または提出しなければなりません。） <セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を適用される場合> あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費 控除額：(支払った特定一般用医薬品等購入費の総額－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 ※限度額は88,000円 ※従来の医療費控除との選択適用となりますので、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を併せて受けることはできません。 また、選択した控除を、修正申告において変更することはできません。 セルフメディケーション税制を適用される方は、申告書の該当個所に○を記入して下さい。 提出書類について セルフメディケーション税制の明細書（※領収書等ではありません）の添付が必要です。 ※領収書等や、この特例の適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付は不要ですが、自宅等で5年間保存する必要があります。（求められたときは、提示または提出しなければなりません。）																																																																			
社会保険料控除 ⑬	あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等 ※配偶者やその他の親族の、年金から差し引かれた国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は、控除対象外となります。	全額対象 ※領収書等提示(国民年金保険料は証明書等(原本)の添付が必要です。)																																																																		
小規模企業共済等掛金控除 ⑭	あなたが支払った小規模企業共済掛金・心身障害者扶養共済掛金・確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金	全額対象 ※支払った掛金額の証明書(原本)を添付																																																																		
生命保険料控除 ⑮	あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人として支払った、一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料 ※控除証明書(原本)を添付 新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの 旧契約の一般生命保険料：一契約9,000円を超えるもの (計算方法) 契約が締結された年によって下表のように区別されます。一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の三種類に区別され、各算出額の合計が控除額となります。（限度額70,000円） ただし、一般生命保険料、個人年金保険料について、新・旧契約双方を適用する場合、それぞれの限度額は28,000円になります。 <table><thead><tr><th colspan="2">新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）</th><th colspan="2">旧契約（平成23年12月31日以前締結分）</th></tr><tr><th>支払った保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th><th>支払った保険料の金額</th><th>生命保険料控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料の金額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円</td><td>15,001円～40,000円</td><td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円</td><td>40,001円～70,000円</td><td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>一律 28,000円</td><td>70,001円以上</td><td>一律 35,000円</td></tr></tbody></table> 生命保険料控除計算表 → 支払った生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分にかけて右記の表で計算し、㉔の金額を申告書の表面⑮に記入してください。 <table><tr><td rowspan="2">一般</td><td>新保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td><td>①</td><td>(最高28,000円) 円</td><td>計 (①+②)</td><td>③</td><td>(最高28,000円) 円</td></tr><tr><td>旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額</td><td>②</td><td>(最高35,000円) 円</td><td>②と③のいずれか大きい金額</td><td>㉔</td><td>円</td></tr><tr><td rowspan="2">個人年金</td><td>新保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td><td>④</td><td>(最高28,000円) 円</td><td>計 (④+⑤)</td><td>⑥</td><td>(最高28,000円) 円</td></tr><tr><td>旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額</td><td>⑤</td><td>(最高35,000円) 円</td><td>⑤と⑥のいずれか大きい金額</td><td>㉔</td><td>円</td></tr><tr><td>介護医療</td><td colspan="5">保険料を上記の新契約の表で計算した金額</td><td>㉔</td><td>(最高28,000円) 円</td></tr><tr><td colspan="6">生命保険料控除額計 (㉔+㉔+㉔) (最高70,000円)</td><td>㉕</td><td>円</td></tr></table>	新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）		旧契約（平成23年12月31日以前締結分）		支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円	56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円	一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	②	(最高35,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額	㉔	円	個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	④	(最高28,000円) 円	計 (④+⑤)	⑥	(最高28,000円) 円	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	⑤	(最高35,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㉔	円	介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額					㉔	(最高28,000円) 円	生命保険料控除額計 (㉔+㉔+㉔) (最高70,000円)						㉕	円	
新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）		旧契約（平成23年12月31日以前締結分）																																																																		
支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額																																																																	
12,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円以下	支払った保険料の金額																																																																	
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円																																																																	
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円																																																																	
56,001円以上	一律 28,000円	70,001円以上	一律 35,000円																																																																	
一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	①	(最高28,000円) 円	計 (①+②)	③	(最高28,000円) 円																																																														
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	②	(最高35,000円) 円	②と③のいずれか大きい金額	㉔	円																																																														
個人年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	④	(最高28,000円) 円	計 (④+⑤)	⑥	(最高28,000円) 円																																																														
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	⑤	(最高35,000円) 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	㉔	円																																																														
介護医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額					㉔	(最高28,000円) 円																																																													
生命保険料控除額計 (㉔+㉔+㉔) (最高70,000円)						㉕	円																																																													

地震保険料控除 ⑬		あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について支払った保険料がある場合。※証明書(原本)を添付 短期損害保険料控除は廃止されましたが、次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて支払った保険料がある場合には、経過措置があります。 <table><tr><td>※経過措置の対象となる旧長期損害保険料</td><td>保険の種類</td><td>支払った保険料の金額</td><td>地震保険料控除額</td></tr><tr><td rowspan="2">①平成18年12月31日までに締結した契約 ②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの</td><td rowspan="2">A 地震保険料</td><td>50,000円以下</td><td>(支払保険料) × 1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">B 旧長期損害保険料</td><td>5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>(支払保険料) × 1/2 + 2,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。</td><td>C 両方ある場合</td><td></td><td>上記 A と B で算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)</td></tr></table>	※経過措置の対象となる旧長期損害保険料	保険の種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	①平成18年12月31日までに締結した契約 ②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの	A 地震保険料	50,000円以下	(支払保険料) × 1/2	50,001円以上	25,000円		B 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額	5,001円～15,000円	(支払保険料) × 1/2 + 2,500円			15,001円以上	10,000円	※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。	C 両方ある場合		上記 A と B で算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)
※経過措置の対象となる旧長期損害保険料	保険の種類	支払った保険料の金額	地震保険料控除額																							
①平成18年12月31日までに締結した契約 ②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの	A 地震保険料	50,000円以下	(支払保険料) × 1/2																							
		50,001円以上	25,000円																							
	B 旧長期損害保険料	5,000円以下	全額																							
		5,001円～15,000円	(支払保険料) × 1/2 + 2,500円																							
		15,001円以上	10,000円																							
※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。	C 両方ある場合		上記 A と B で算出した金額の合計 ※限度額 (25,000円)																							
本人控除	寡婦控除 ⑭	あなたが次の①②に該当する方で、下記のひとり親控除に該当しない場合 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず次の要件をすべて満たす場合 ・扶養親族（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされているものを除き、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の者）を有する ・令和6年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと ②夫と死別した後婚姻していない又は夫の生死が明らかでないときで、次の要件をすべて満たす場合 ・令和6年中の合計所得金額が500万円以下 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと	260,000円																							
	ひとり親控除 ⑭	あなたが現に婚姻をしていない（未婚の場合を含む）又は配偶者の生死の明らかでないときで、次の①～③に掲げる要件をすべて満たす場合 ①生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされているものを除き、令和6年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の者）を有する ②令和6年中の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない（※） （※）住民票上の世帯に、あなたとの続柄が「未届の夫」又は「未届の妻」に相当する人がいないこと	300,000円																							
	障害者控除 ⑮	あなたが下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄①②に該当する場合	下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄①②と同じ																							
	勤労学生控除 ⑮	あなたが、学生・生徒で令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	260,000円 ※学生証等の証明書の提示が必要です。（郵送で申告の場合はコピーを添付）																							
配偶者控除 ⑯		あなたの令和6年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 （他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般配偶者 下記以外の方 ②老人配偶者 昭和30年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） 障害者に該当する場合は、下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照	8 ページ参照																							
配偶者特別控除 ⑯		あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和6年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合 （青色専従者、白色専従者を除く）	8 ページ参照																							
扶養控除 ⑰		あなたと生計を一にする親族のうち、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方 （他の者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く） ①一般扶養親族 平成21年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く ②特定扶養親族 平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた方 ③老人扶養親族 昭和30年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上） ④同居老親等 上記③のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等と同居している方 障害者に該当する場合は、下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照	①330,000円 ②450,000円 ③380,000円 ④450,000円 ・国外居住親族について配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除の適用を受けるためには、一定の確認書類（親族関係書類・送金証明書類）（外国語の場合は和訳文を含む）の提出又は提示が必要です。 ・令和5年1月からは、扶養控除の対象となる国外居住親族は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者に限られることとされました。さらに、国外に居住する扶養親族の扶養控除の申告をする場合は、一定の確認書類（親族関係書類・留学ビザ等書類・送金関係書類・38万円送金書類（外国語の場合は和訳文を含む）の提出又は提示が必要です。 (1) 年齢 16 歳以上 30 歳未満の者 (2) 年齢 70 歳以上の者 (3) 年齢 30 歳以上 70 歳未満のうち、次の①から③のいずれかに該当する者 ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ② 障害者 ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている者																							
16歳未満の扶養親族		あなたと生計を一にする親族のうち、平成21年1月2日以後に生まれた方で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 （他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）	控除額なし ※市民税・県民税の非課税の判定等に必要です。 また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。 下記（扶養親族等に係る）障害者控除欄を参照																							
(扶養親族等に係る) 障害者控除 ⑱		あなたの同一生計配偶者・その他扶養親族が下記①～③の障害者に該当する場合 ①普通障害者 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など ②特別障害者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など ③同居特別障害 上記②のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している	①260,000円 ②300,000円 ③530,000円 ※手帳の提示が必要です。（郵送で申告の場合はコピーを添付） 同一生計配偶者…生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く）で令和6年中の合計所得金額が48万円以下																							
基礎控除 ㉑		あなたの令和6年中の合計所得金額が2500万円以下の場合	8 ページ参照																							

申告書の裏面について

◎営業等所得収支内訳書

科 目		決算額
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	円
	期首たな卸高 ②	
	仕入金額(原価) ③	
	期末たな卸高 ④	
	差引原価(②+③-④) ⑤	
	差引金額(①-⑤) ⑥	

令和6年中に収入の確定した金額(売掛金、現物収入、自家消費なども含みます。)

→ 令和6年期首の商品たな卸高

→ 令和6年中に仕入れた商品原価

→ 令和6年期末の商品たな卸高

◎不動産所得収支内訳書

科 目	金 額
収入 金 額	家賃収入 円
	地代収入
	権 利 金
	礼 金
	更 新 料

→ アパート、貸家、貸店舗等の収入

→ 貸土地、月極駐車場等の収入

→ 不動産を貸与する場合に取得する権利金の収入

●各必要経費

租 税 公 課	事業所税、自動車税、固定資産税(居住用は含みません。)、組合費など(ただし、所得税、市県民税、国民健康保険料などは含みません。)	修 繕 費	事業用の建物、自動車、バイク、機械などの修理代
荷 造 運 賃	販売商品の荷造りのための材料費・人夫費、運賃	消 耗 品 費	包装材料、文房具、ガソリン代等の金額
水道光熱費	事業用として使用した水道料金、電気料金、ガス料金	減価償却費	店舗、自動車、機械、器具などの償却費
旅費交通費	販売などの事業用のための交通費、宿泊費など	福利厚生費	従業員の慰安などのための費用、事業主が負担する保険料・退職金共済制度に基づく掛け金など
通 信 費	事業用として使用した電話料金、電報料金、切手代、はがき代など	給料・賃金	従業員に対する給料、賞与、賃金、手当など
広告宣伝費	新聞・雑誌への広告料、広告マッチ、タオル、カレンダーなど	利子割引料	事業のための借入金の利子、受取手形の割引料
接待交際費	事業用として使用した接待費、交際費	地代・家賃	事業用の土地・建物を借用した地代・家賃(居住用は含みません。)
損害保険料	火災保険料、損害保険料(居住用は含みません。)	貸 倒 金	事業に関し生じた売掛金、貸付金などの貸倒れによる損失

◎雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	所得金額
個人年金	〇〇保険	240,600 円	150,200 円	90,400 円
広告収入	□□会社	80,500	10,500	70,000

◎寄附金に関する事項

あなたが令和6年中に、申告書の裏面記載のものに2千円を超える寄附をした場合、それぞれへの寄附金額を記載して、証明書等を添付してください。

9538	都道府県、市区町村分 (特例控除対象) ※ふるさと納税・義援金等	円 10,000	9838	兵庫県 条例指定分	円
9638	兵庫県共同募金会・ 日本赤十字社兵庫県支部	円	9738	姫路市 条例指定分	円

控除対象となる寄附金については、姫路市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/>)から「寄附金税額控除」で検索のうえ、ご確認ください。

※**ワンストップ特例制度**を申請されている方は、申告書を提出すると無効になります。
申告書を提出する際、改めて寄附金の証明書等を添えて申告してください。

◎事業専従者

事業専従者の条件は、あなたと生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、あなたの事業に令和6年中に従事していた者に限られます。事業所得金額から次の①・②のいずれか少ない方の金額を控除できます。

- ①配偶者は86万円、その他の親族は一人につき50万円
- ②(営業所得+農業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者の数+1)
- 事業専従者とした人を配偶者(特別)控除、扶養控除の対象とすることはできません。

お知らせ 平成26年1月から、個人で事業(農業)や不動産貸与等を行う全ての方は記帳と帳簿等の保存が必要になりました。
内容の詳細は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)に掲載されていますのでご覧ください。

◎総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額
総合 譲渡	短期	円	円	円	円	A 円
	長期					B 円
一時		4,500,000	1,200,000	3,300,000	500,000	C 2,800,000 円
D = (B+C) × 1/2 + A					合計	D 1,400,000 円

Dは、表面2「所得金額」の⑪「総合譲渡・一時所得」に記入してください。

この所得金額(A～D)を申告書表面「1収入金額等」に総合短期譲渡所得A=コ総合長期譲渡所得B=サ一時所得C=シ申告書表面「2所得金額」に総合譲渡・一時所得D=⑪を記入してください。

◎収入のなかった方の記入する欄 (該当番号を○で囲み必要事項を記入)

記載例

- ① 下記の者の扶養または援助を受けていた。
- 氏名 姫路 一郎 続柄 父 住所 姫路市〇〇町×丁目△番地
2. 遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等を受給していた。
3. 雇用保険を受給していた。
4. 生活保護法による生活扶助を受けていた。
5. 貯蓄により生活していた。
6. その他(具体的に) _____

税額の計算方法・税率

市民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《市民税・県民税の税率》

(1)均等割

市民税 3,000円 県民税 1,800円

県民税均等割額1,800円のうち、800円は緑の保全・再生に取り組むために使われる県民緑税です。

※「県民緑税」についての問い合わせ先

兵庫県税務課 ☎078-341-7711（兵庫県庁代表）

※令和6年度から個人の市民税・県民税均等割と併せて、国税として年額1,000円の森林環境税が課税されています。

(2)所得割

課税総所得金額×税率＝所得割額

市民税率 6% 県民税率 4%

《税額控除》

○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	市民税	県民税
1,000万円以下	1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0.8%	0.6%

（配当所得金額×税額控除率＝配当控除額）

私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

(1)対象者

平成27年から令和6年までの間に入居された方のうち、所得税において住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受け、かつ、所得税から控除しきれない額がある方

(2)控除される金額

①令和4年1月以降に入居された方

控除額＝次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高97,500円)

(ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ)(所得税の課税総所得金額－課税退職所得金額－課税山林所得金額)×5%

②令和3年12月までに入居された方

控除額＝次の(ア)、(イ)のいずれか少ない金額(最高136,500円)

(ア)所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除可能額

(イ)(所得税の課税総所得金額－課税退職所得金額－課税山林所得金額)×7%

ただし、消費税の税率が5%であれば①が適用されます。

※令和4年中に入居し新型コロナウイルス感染症等の臨時特例法に定める

一定の要件に該当する場合は②が適用されます。

※年末調整や確定申告をされると、申告は不要です。

○寄附金税額控除

控除額＝下記①と②の合計額

①基本控除額 市民税分：(寄附金額－2千円)×税率(6%)

県民税分：(寄附金額－2千円)×税率(4%)

②特例控除額

(寄附金額－2千円)×|90%－(寄附者の所得税の限界税率：0～45%)×1.021|

市民税分：上記金額の3/5 県民税分：上記金額の2/5

※①は総所得金額等の合計額の30%が上限

※②は特例控除の対象となる地方公共団体等へ寄附した場合のみで、市民税所得割額の20%が上限

※②の計算式には復興特別所得税の税率を含んでいます。

※②の計算式における所得税の限界税率を求める際に用いる課税総所得金額は、個人住民税の課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額のことで、それ以外の控除額の差額（生命保険料控除の差額など）は考慮されないため、所得税が課税される金額とは異なる場合があります。

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、市民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものを、それぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成19年度から、所得税から住民税への税源移譲が行われることに際し、所得税と住民税の人的控除の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除するものです。（合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除は適用されません。）

(1)合計課税所得金額が200万円以下の場合

次の①、②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）を控除

①人的控除額の差の合計額（8ページ参照）

②合計課税所得金額

(2)合計課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200万円)}の5%（市民税3%、県民税2%）を控除



※この金額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

(注)「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は、含まれません。

●非課税の範囲

令和7年1月1日現在に下記に該当する方は、市民税・県民税は非課税になります。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者（ご本人）、未成年者（平成19年1月3日以後に生まれた方）、寡婦またはひとり親で、令和6年中の合計所得金額が135万円以下である方
- 令和6年中の合計所得金額が次の金額以下である方
 - ①同一生計配偶者、扶養親族のある方
35万円×（同一生計配偶者、扶養親族の合計人数＋1）＋31万円
 - ②同一生計配偶者、扶養親族のない方
45万円

※なお、上記非課税基準は税制改正に伴い変更となる場合があります。

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1000万円以下	
		控除額(円)	所得税との 人的控除差	控除額(円)	所得税との 人的控除差	控除額(円)	所得税との 人的控除差
配偶者控除	48万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	老人控除対象 配偶者	380,000	100,000	260,000	60,000	130,000	30,000
配偶者特別 控除	48万円超50万円以下	330,000	50,000	220,000	40,000	110,000	20,000
	50万円超55万円以下		30,000		20,000		10,000
	55万円超95万円以下		0		0		0
	95万円超100万円以下	330,000	0	220,000	0	110,000	0
	100万円超105万円以下	310,000	0	210,000	0	110,000	0
	105万円超110万円以下	260,000	0	180,000	0	90,000	0
	110万円超115万円以下	210,000	0	140,000	0	70,000	0
	115万円超120万円以下	160,000	0	110,000	0	60,000	0
	120万円超125万円以下	110,000	0	80,000	0	40,000	0
	125万円超130万円以下	60,000	0	40,000	0	20,000	0
	130万円超133万円以下	30,000	0	20,000	0	10,000	0
	133万円超	0	0	0	0	0	0

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、上記の控除の適用を受けることができません。

控除の種類			控除額(円)	所得税との人的控除差(円)
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	430,000	50,000
		2,400万円超2,450万円以下	290,000	
		2,450万円超2,500万円以下	150,000	
		2,500万円超	適用なし	
扶養控除	年少扶養親族		0	0
	一般の扶養親族		330,000	50,000
	特定扶養親族		450,000	180,000
	老人扶養親族		380,000	100,000
	同居老親等扶養親族		450,000	130,000
障害者控除	普通障害者		260,000	10,000
	特別障害者		300,000	100,000
	同居特別障害者		530,000	220,000
寡婦・勤労学生控除			260,000	10,000
ひとり親控除		母	300,000	50,000
		父	300,000	10,000

※上記2表における「所得税との人的控除差」は、調整控除等の算定に用いるものであり、実際の所得税との差とは異なる場合があります。

7

（あて先）姫路市長
令和
7年〇月×日
提出

住所	姫路市〇〇町×丁目△番地	整理番号	
フリガナ	ヒメジ タロウ	連絡先	079-2××-XXXX
氏名	姫路 太郎	届出者の氏名	☒ 本人 本人との続柄
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	世帯主の氏名	☐ 本人 世帯主との続柄
生年月日	明・大・昭・平・令 30 年 〇 月 × 日生		父

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	災害関連支出の金額
	円	円	円
医療費控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用される場合は、「〇」をご記入ください。		
	支払った金額	補填される金額	
社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料
	200,000 円	円	円
	国民年金保険料（控除証明書を添付）	源泉徴収票の社会保険料	その他（ ）
	円	70,000 円	円
生命保険料控除	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額
	8706 円	6506 円	80,000 円
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額
	8806 円	6606 円	円
地震保険料控除	介護医療保険の金額		円
	8906 円	円	円
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計
	円	6806 円	円
本人控除	寡婦 死別・離婚・生死不明・未帰還 ひとり親 ☐ ひとり親控除 勤労学生（学校名）	障害者 身体・知的・精神・他（ ） 級（ ） 年	
	カ ナ ヒメジ ハナコ 生年月日 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 姫路 花子 明・大・昭・平・令 35・〇・× 身体・知的 精神・他 級 別居	
（16歳未満の扶養親族も含む）	カ ナ ヒメジ シロコ 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 姫路 城子 明・大・昭・平・令 7・〇・× 母 身体・知的 精神・他 3級 同居	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
	カ ナ 氏名 生年月日 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	氏名 氏名 明・大・昭・平・令 続柄 障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	

合計所得金額により、
基礎控除額が異なります。
8ページを参照してください。

1 収入金額等	事業等	ア	円
	業農	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	3,000,000
	雑業	ク	
	その他	ケ	
	総合譲渡	短長期	コ
2 所得金額	事業等	①	
	業農	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	1,900,000
	雑業	⑧	
	その他	⑨	
	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
3 所得から差し引かれる金額	総合譲渡・一時所得（注）	⑪	
	合計	⑫	1,900,000
	社会保険料控除	⑬	270,000
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	35,000
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦・ひとり親控除	⑰	
	勤労学生障害者控除	⑱	260,000
	配偶者（特別）控除	⑲	330,000
	扶養控除	⑳	380,000
4 所得から差し引かれる金額	基礎控除	㉑	430,000
	⑬から㉑までの計	㉒	
	雑損控除	㉓	
	医療費控除	㉔	155,000
	合計	㉕	1,860,000

(注) (長期譲渡所得＋一時所得)×1/2＋短期譲渡所得

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法（65歳未満の方は給与所得以外）

☐ 給与から差引き（特別徴収） ☐ 自分で納付（普通徴収）

記載例） 姫路太郎（昭和30年生まれ）

所得の内容 公的年金収入 3,000,000円

控除の内容 医療費控除 支払った額300,000円 補填される額50,000円

社会保険料 国民健康保険料200,000円 源泉徴収票の社会保険料70,000円

生命保険料 旧生命保険料80,000円

扶養控除等 妻 姫路花子（昭和35年生まれ）

母 姫路城子（昭和7年生まれ。身体障害者手帳3級。別居。）

この手引きは、一般的な内容の表示がしてあります。詳しくは市役所市民税課におたずねください。
なお、税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。

(あて先) 姫路市長
令和
年 月 日
提 出

住所		整理番号	
フリガナ		連絡先	- -
氏名		届出者の氏名	☐ 本人 本人との続柄
個人番号		世帯主の氏名	☐ 本人 世帯主との続柄
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日生		

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類		
	損害金額	保険金などで補填される金額	災害関連支出の金額		
	円	円	円		
医療費控除	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用される場合は、「○」をご記入ください。				
	支払った金額	補填される金額			
社会保険料控除	国民健康保険料	介護保険料	後期高齢者医療保険料		
	円	円	円		
	国民年金保険料 (控除証明書を添付)	源泉徴収票の社会保険料	その他 ()		
	円	円	円		
生命保険料控除	新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		
	8706	円	6506	円	
	新個人年金の金額		旧個人年金の金額		
	8806	円	6606	円	
	介護医療保険の金額				
地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		
	円	6806	円		
本人控除	寡婦 死別・離婚・生死不明・未帰還 ひとり親 ☐ ひとり親控除 勤労学生 (学校名)				
	障害者 身体・知的・精神・他 () 級	(年)			
(特別) 配偶者控除	氏名	生年月日	障害者控除 状況 ☐ 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)		
	氏名	明・大・昭・平・令	身体・知的精神・他 同居 別居 級		
(16歳未満の扶養親族も含む)	氏名	生年月日	続柄	障害者控除	状況
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居
	氏名	生年月日	続柄	身体・知的精神・他 級	同居 別居

(別居の場合 裏面15にも記載)

1 収入金額等	事業等	ア				円
	農業	イ				
	不動産	ウ				
	利子	エ				
	配当	オ				
	給与	カ				
	公的年金等	キ				
	雑業	ク				
	その他	ケ				
	2 所得金額	短期	コ			
長期		サ				
一時		シ				
事業等		①				
農業		②				
不動産		③				
利子		④				
配当		⑤				
給与		⑥				
4 所得から差し引かれる金額		公的年金等	⑦			
	雑業	⑧				
	その他	⑨				
	合計 (⑦ + ⑧ + ⑨)	⑩				
	総合譲渡・一時所得 (注)	⑪				
	合計	⑫				
	社会保険料控除	⑬				
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭				
	生命保険料控除	⑮				
	地震保険料控除	⑯				
5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)	寡婦・ひとり親控除	⑰				
	勤労学生 障害者控除	⑱				
	配偶者 (特別) 控除	⑲				
	扶養控除	⑳				
	基礎控除	㉑				
	⑬から㉑までの計	㉒				
	雑損控除	㉓				
	医療費控除	㉔				
	合計	㉕				

(注) (長期譲渡所得+一時所得)×1/2+短期譲渡所得

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の納税方法 (65歳未満の方は給与所得以外)

☐ 給与から差引き (特別徴収) ☐ 自分で納付 (普通徴収)

控配		扶養人数			扶養障害		本人障害	ひとり親	勤労学生
控配	老配	同一配	老配	同一配	特	普	本人障害	母	父
1	2	6	3	4	同	計	普		
配偶者特別控除					所得金額調整控除		未成年		
専従者					1				
外貨建投資 (うち配当所得内訳)					控除区分	1/2	1/4	内配当所得金額	
6786									
8586									
8486									

本人確認		受付		点検		入力		添付資料	有・無
------	--	----	--	----	--	----	--	------	-----

このページは申告書の控としてご利用ください。

所得金額の合計		申告書の⑫ ※1	④	1,900,000	④	
所得から差し引かれる 金額の合計		申告書の⑮	⑤	1,860,000	⑤	
課税される総所得金額		④－⑤	⑥	1,000円未満切り捨て 40,000	⑥	1,000円未満切り捨て ,000
総所得金額に対する 所得割の税額	市	⑥×0.06	⑦	2,400	⑦	
	県	⑥×0.04	⑧	1,600	⑧	
人的 控除 の 差	配偶者控除	8 ページ参照		50,000	①	
	配偶者特別控除				②	
	一般扶養親族		人×5万円		③	
	特定扶養親族		人×18万円		④	
	別居の老人扶養		人×10万円	100,000	⑤	
	同居老親等		人×13万円		⑥	
	普通障害		人×1万円	10,000	⑦	
	特別障害		人×10万円		⑧	
	同居の特別障害		人×22万円		⑨	
	寡婦		1万円		⑩	
	ひとり親	母	5万円		⑪	
		父	1万円		⑫	
	勤労学生		1万円		⑬	
	基礎控除		5万円	50,000	⑭	
	人的控除の差の合計額	①～⑭の合計		210,000	⑮	
⑥≤200万円の方	⑮×0.05		⑯	10,500	⑰	
	⑥×0.05		⑱	2,000	⑲	
	⑯と⑱の少ない方		⑳	2,000	㉑	
⑥>200万円の方	⑥－200万円		㉒		㉓	
	⑮－㉒		㉔		㉕	
	×0.05 (2,500円未満の時は2,500円)		㉖		㉗	
調整控除額 (合計所得金額が2,500万円超 の場合は㉗㉘ともに0円)	市	㉑または㉖×0.6		1,200	㉙	
	県	㉑または㉖×0.4		800	㉚	
税額控除額	市	P7の税額控除を参照			㉛	
	県	P7の税額控除を参照			㉜	
配当割譲渡割額控除 前の所得割額	市	⑦－㉙－㉛		赤字のときは0 1,200	㉝	赤字のときは0
	県	⑧－㉚－㉜		赤字のときは0 800	㉞	赤字のときは0
配当割譲渡割額控除額	市	申告書裏面8×3/5 (1円未満の端数切り捨て)			㉟	
	県	申告書裏面8×2/5 (1円未満の端数切り捨て)			㊱	
所得割額	市	㉟－㊱ ※2		100円未満の端数切り捨て 1,200	㊲	100円未満の端数切り捨て 00
	県	㉞－㊱ ※2		100円未満の端数切り捨て 800	㊳	100円未満の端数切り捨て 00
均等割額	市	一律 3,000円		3,000	㊴	3,000
	県	一律 1,800円		1,800	㊵	1,800
市民税		㊲＋㊴		4,200	㊶	00
県民税		㊳＋㊵		2,600	㊷	00
年税額		㊶＋㊷		6,800	㊸	00

⑦ 省略した税額控除、端数処理などの関係で計算された税額に差異が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。

※1 所得金額調整控除に該当される方は、所得金額調整控除適用後の所得金額の合計額。

※2 マイナスの場合は端数処理をしません。㊱がマイナスの場合、未納があれば未納額に充当し、未納がなければ還付されます。

※3 税制改正により諸控除等が改正される場合があります。ご了承ください。

※4 別途、森林環境税が1,000円課税されます。